

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R6.11.21	R6.12.5	東京都情報公開条例															【東京都情報公開条例第18条第2項】 東京都公式ホームページにおいて閲覧できる情報であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
2	R6.12.7	R6.12.18	NPO法人〇〇〇令和〇〇年度 事業報告書 書式第16号計算書類の注記に省略されている以下の内容を記録した文書 事業別損益の状況 使途等が制約された寄附金等の内訳 借入金の増減内訳 役員及びその近親者との取引の内容 事業費と管理費の按分方法					1										請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
3	R6.11.5	R6.12.20	令和4年度東京都結婚支援ポータルサイト運用等業務委託 運用業務結果報告書及びアクセス状況報告書(毎月提出)一式	132	1														生活文化スポーツ局都民生活部 地域活動推進課
4	R6.11.5	R6.12.20	①令和5年度東京都結婚支援ポータルサイト運用等業務委託 システム構成、テスト結果報告書、運用業務結果報告書(毎月提出)、アクセス状況報告書(毎月提出) ②令和4年度東京都結婚支援ポータルサイト運用等業務委託 システム構成、テスト結果報告書	124		1					1	1	1		1			【東京都情報公開条例第7条第2号】 特定の個人を識別することができるものを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、サイバー攻撃の成功確率を高めることになり、都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部 地域活動推進課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				存 否 応 答 拒 否	(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R6.12.13	R6.12.23	関東大震災100年町会・自治会 防災力強化助成金における〇〇 (〇〇自治会)に関する以下の 文書 (1)助成金交付申請書(第1-1 号様式) (2)収支予算書(第2号様式) (3)実績報告書(第9-1号様 式) (4)決算書(第10号様式) (5)領収書 (6)掲示・回覧等を行ったチラシ	22		1					1		1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 特定の個人が識別できる情報であるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯 罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポー ツ局都民生活部 地域活動推進 課
6	R6.10.31	R6.12.24	東京都配偶者暴力被害者等 セーフティネット強化支援交付金 について東京都が作成・取得し た書類の文字通り全て、ただし 請求人が過去に取得した文書は 除く	105		1							1						【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明ら かにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者とな るおそれがあると認められるため	生活文化スポー ツ局都民生活部 男女平等参画 課
7	R6.12.11	R6.12.25	特定非営利活動法人〇〇の督 促書の写し	2	1															生活文化スポー ツ局都民生活部 管理法人課